

景観条例・景観計画がスタートします

● 問い合わせ

都市整備課計画室

☎ 53・2111 (内線512・513)

本市には、城下町ならではの歴史や文化、海・山・川といった豊かな自然など多様な魅力的な景観資源があります。

その景観資源を「市民・事業者・行政」で一体となって、後世に引き継ぎ、より積極的な景観づくりに取り組むため策定した「村上市景観条例」「村上市景観計画」が、この4月からいよいよスタートします。

市全域で「届け出制度」による景観誘導が始まります

「村上市景観計画」を進めるうえで必要な事項を景観法のほか、昨年12月議会で議決・制定した「村上市景観条例」で定めています。

これに伴い、4月1日以降は市内で一定規模以上の建築物や工作物の建設、開発行為など（以下、景観形成行為という）を行う場合には、市への届け出が必要になります。

届け出の対象となる行為は、景観を形成しようとする区域や地区、行為の面積などで異なります。具体的には、景観形成行為を行う際には「景観形成に関する方針」および「景観形成基準」に沿った計画・設計に努めていただき、行為を着手しようとする日の30日以上前に届け出が必要になります。

届け出があったときは、その内容について市長による適合判定審査が行わ

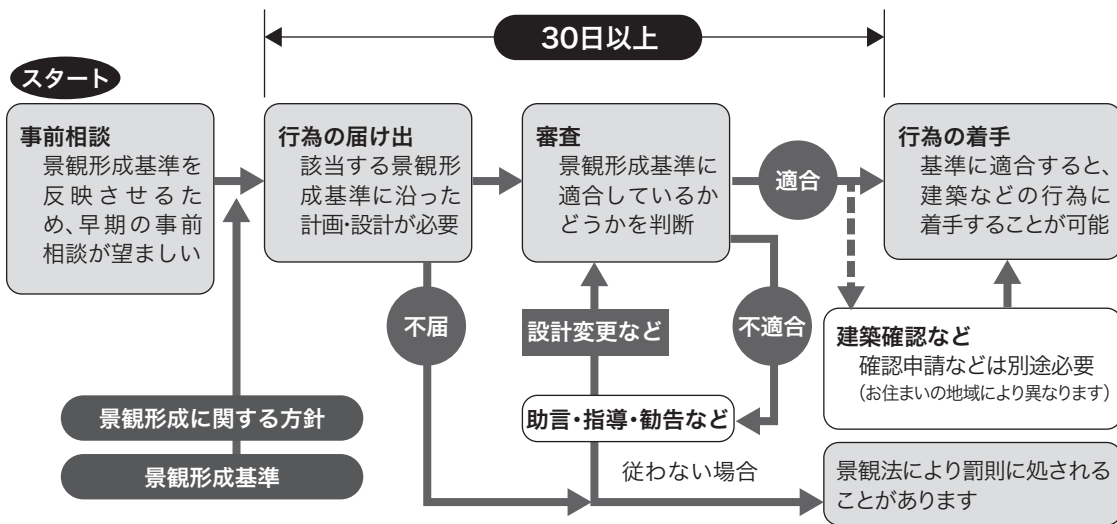


れ、景観形成基準に不適合と判断された場合には、助言・指導・勧告により適切な景観への誘導を図ります。

なお、届け出を行わずに景観形成行為に着手した場合は、罰則が適用されることがあります。

景観形成行為をしようとする際は、早期の届け出をお願いします。また、事前に担当と相談してください。

行為の届け出から着手の流れ



※景観形成に関して支障がないと認められる場合は、行為着手までの制限期間が短縮される場合があります。また、窓口での判断が難しい場合や周辺地域の景観に大きく影響を与えることが予想される場合は90日まで延長することもあります。手続きをスムーズに進めるためにも、事前相談を有効にご利用ください

美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りを
きらりと感じさせるまちを目指して

届け出対象行為および規模 「条例第10条関係（抜粋）」

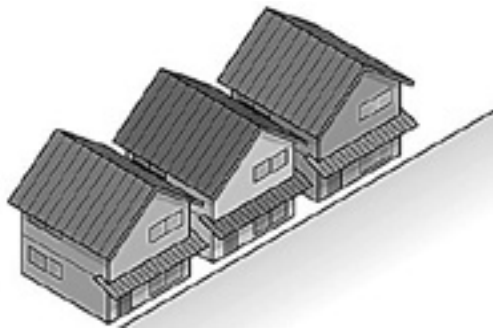
対象行為 (景観形成行為)		一般市街地区 村上駅前区域 瀬波温泉区域	海岸・漁村区域 田園・農村区域 森林・山村区域	重点地区(8地区) (旧武家町、旧町人町・寺町、岩船、瀬波、海老江、塩谷、猿沢、小俣地区)
①建築物	新築、増築、改築、移転	延べ面積100㎡以上のもの		延べ面積10㎡以上のもの
	修繕、模様替え、色彩変更など	上記で、公共用地などに面する各壁面若しくは屋根面の1/2以上のもの		上記で、公共用地などに面する各壁面若しくは屋根面の1/4以上のもの
②工作物	新築、増築、改築、移転	高さ10.0m以上のもの		高さ10.0m以上のもの
	修繕、模様替え、色彩変更など	上記で、公共用地などに面する外観の1/2以上のもの		上記で、公共用地などに面する外観の1/4以上のもの
③開発行為		・面積が500㎡以上のもの		
④土地の開墾、土砂採取、鉱物の掘削等		・切土、盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3m、かつ長さが30m以上のもの		
⑤木竹の伐採		土地面積 300㎡以上	土地面積 1000㎡以上	高さ7.0m以上 長さ10.0m以上
		⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積		
⑦水面の埋立てまたは干拓		面積1000㎡以上のもの		
⑧特定照明		以下のすべてに該当するもの ・届出対象規模を持つ建築物および工作物に対して行われるもの ・特定照明の新設、移設、改設および色彩等の照明方式の変更 ・照明期間が60日以上のももの		

※通常の管理や軽易な行為、他の法令による許可などを受けて行う行為については、対象外となる場合があります

外観の色彩は町並みに
合致したものに

景観形成に大きく影響を与える外観の色彩には、推奨色と禁止色をJIS（日本工業規格）による「マンセル表色系（※）」で基準値を設定しています。建築物の建築などの際には、周辺景観と調和する色彩を検討し、町並みの連続性にも配慮しましょう。

※マンセル表色系とは、色の表示方法をいい色彩を色相（いろあい）、明度（あかるさ）、彩度（あざやかさ）の3つの属性を尺度化した体系です



重点地区の優良建築物などの
外観変更に経費の一部を助成

景観計画区域のうち、特に歴史や文化、風土などの特色を残している地区

を重点地区として指定しています。

重点地区では、その地区の景観特性により、一定の基準を満たし、受け継がれてきた地区の伝統的な様式などを継承した優良建築物などの外観の変更に対して経費の一部を助成します。詳しくは担当までご相談ください。



お願い

村上市景観条例の施行により、景観に関わるすべての課題がすぐに解決できるものではありません。景観保全・景観づくりには長い年月が必要となります。

また、魅力ある美しい景観に磨きをかけ、いつまでも輝かせるためには市民一人ひとりが主役となって、事業者行政と協働で景観づくりに取り組まなければなりません。皆様のご理解とご協力をお願いします。